

令和6年度における公益法人に対する支出状況及び
点検・見直し状況について

令和7年12月22日
内閣府公益法人行政担当室

国又は独立行政法人から公益法人に対する支出については、その透明化と適正化を図るため、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づき、毎年度、①支出の全体像を公表して国民に明らかにするとともに、②1件当たり1,000万円以上の支出で一者応札など競争性の確保が十分でないと考えられる支出等について、各府省等が自ら必要性や競争性等について点検・見直しを行うこととされています。

今般、各府省からの報告に基づき、令和6年度における公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況を下記URLのとおり取りまとめましたので、公表します。

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/zmfu4jqtbs.html>

なお、全体の概要は以下のとおりです。

※ 調査対象は、公益認定法に基づく公益社団・財団法人のうち、内閣府が公益認定を行った法人

1. 公益法人に対する支出状況

【支出状況の概要】

支出元	支出件数 ^{注1}	支出先法人数 ^{注2}	支出総額（億円） ^{注3}
国	1,165	367	5,336
うち補助金等	452	195	4,774
うち契約	713	226	562
独立行政法人	1,358	458	450
うち契約	499	120	217
うち契約以外 ^{注4}	859	386	233
計	2,523	693	5,786

注1：予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号～第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの（少額の随意契約）及び独立行政法人から公益法人への会費のうち10万円未満のものを除く。

注2：「支出先法人数」は、同一の法人が複数の支出を受けている場合があるため、合計が一致しない。

注3：支出総額は、合計額を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

注4：「契約以外」とは、会費等契約以外による支出をいう。

2. 公益法人に対する支出の点検・見直し状況

【点検・見直しの対象】

「1. 公益法人に対する支出状況」で対象となっている支出で1件当たり1,000万円以上のもののうち、次のいずれかに該当する支出

- ① 前年度において同一法人に対し同一又は類似の内容で同一府省・独立行政法人から支出されているもの
- ② 隨意契約又は一者応札となっている契約により支出されているもの

【各府省等による点検・見直し状況の概要】

支出元	点検対象件数	点検の結果見直しを行ったもの ^{注1} （件数）	
		事業自体の見直し (廃止、縮小等)	入札プロセス等における競争性の向上 ^{注2}
国	665	111	104
独立行政法人	406	46	17
計	1,071 ※支出総額は 5,294億円 ^{注3}	157 ※うち廃止・終了は112件 で、約660億円の支出削減	121

注1：見直しの内容については、各府省又は各独立行政法人からの報告を内閣府において記載内容に基づき分類・計上。なお、複数の項目に該当しているものについては、複数項目に計上

注2：随意契約から一般競争入札に変更するなど競争性の高い選定方法に改善する場合や、参入要件を見直すなど入札要件を緩和して調達への参入を促進するための措置を講じている場合 等

注3：国4,871億円、独立行政法人423億円（支出総額は、合計額を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。）